



コムラサキ

Power Alliance Tax Accountant Office
パワースタリオンズ税理士事務所

News

編集 発行人

パワースタリオンズ税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

10月

(神無月) OCTOBER

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	.	.	.	.	.	.

ワンポイント ふるさと納税の申告手続き簡素化

これまでふるさと納税を行い確定申告で寄附金控除を受ける際は、寄附ごとに自治体の「寄附金の受領書」が必要でした。令和3年分確定申告からは手続きが簡素化され、国税庁から指定を受けたふるさと納税サイトを運営する特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」の添付で済むようになります。

10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税／8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 11月1日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 11月1日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 11月1日
- 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 11月1日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告 (7月～12月生まれ) 11月1日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 11月1日 (労働保険事務組合委託の場合は11月15日)

傷病により

休業したときの保険給付 (労災保険・健康保険)



労働者が傷病により働くことができないときは、労働者災害補償保険（労災保険）または健康保険の保険給付を受けられることがあります。

今回はそれらの保険給付が支給される要件や受給手続きについてご説明します。

一 業務上・通勤中の傷病

傷病の原因が、業務上や通勤中の被災等によるものの場合には、労災保険から休業（補償）等給付が支給されます。

なお、保険給付の名称は、業務上傷病により支給されるものは「休業補償給付」、二以上の事業の業務を要因とする傷病の場合は「複数事業労働者休業給

付」、通勤途中の傷病によるものは「休業給付」となりますが、これらを総称し「休業（補償）等給付」と表記します。

(一) 支給要件

休業（補償）等給付は、次の要件を満たす労働者に対して、休業の第四日目から支給されます。

- ・ 業務上の事由または通勤による傷病の療養のため
- ・ 労働することができず
- ・ 賃金を受けていない

休業の初日から第三日目までは「待期間」といい、この間は休業（補償）等給付を受けることができません。業務上の災害の場合、事業主が、この三日間について労働基準法に基づく

休業補償（一日につき平均賃金の六〇％）を行う必要があります。

また、「賃金を受けていない」は、賃金を全く受けない日のほか、「賃金の一部を受けない日（全部労働することができず平均賃金の六〇％未満の金額しか受けられない日など）」を含みます。

(二) 支給額

① 休業（補償）等給付
休業（補償）等給付の額は、「給付基礎日額の六〇％×休業日数」により算出します。

給付基礎日額とは、労働基準法の平均賃金に相当する額です。

複数事業労働者（事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者）については昨年に制度が改められ、令和二年九月一日以降に発生した傷病の場合は、複数の就業先の賃金額を合算した額を基にして給付基礎日額を算出することができます。

療養開始後一年六か月を経過した日以後も治っておらず、一定の傷病等級に該当するとき

は、保険給付の種類が休業（補償）等給付から傷病（補償）等年金へと切り替わります。

② 休業特別支給金

労災保険には、保険給付に上乗せして支給される「特別支給金」の制度があり、休業（補償）等給付を受けられる労働者は「給付基礎日額の二〇％×休業日数」により算出した休業特別支給金を受けることができます。

③ 一部負担金

業務上災害の場合は、一部負担金は発生しませんが、通勤災害により療養給付（診察や治療など）を受ける者は、初回の休業給付から一部負担金として二〇〇円が減額されます。

(三) 手続き

① 提出先
休業（補償）等給付の請求書の提出窓口は、労働基準監督署です。

請求書には労働者や事業主の情報のほか、被災日時や災害発生の原因・発生状況なども記載します。また、災害が発生したときは被災時の状況を記録しておくといでしょう。

様式は、労働基準監督署の窓

口で入手することのほか、厚生労働省のホームページからダウンロードすることもできます。

② 時効

休業（補償）等給付は、療養のため労働することができないため賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から二年を経過すると、時効により請求権が消滅します。

（四）留意点

「業務上」や「通勤」の際に生じた事故は、すべて労災保険の保険給付の対象になるとは限らず、状況に応じて不支給となることもあります。

例としては、業務時間中に業務を離れ私的な行動をとっている間に生じた事故や、通勤経路の逸脱や中断した後の事故などです。

一方、傷病発生時に業務遂行中ではない場合であっても、業務と傷病等の間に一定の因果関係があるとき（「業務起因性」といいます。）には、労災として扱われることがあります。

例としては、業務と関連した後遺症などです。

二 私傷病

健康保険の被保険者が、私傷病により休業した場合は、傷病手当金が支給されます。

（一）支給要件

傷病手当金は、次の要件を満たす者に対し、休業の第四日目から支給されます。

- ・ 業務外の傷病の療養のため
- ・ 労務に服することができない

前述の労災保険の待期は

「休・休・出勤・休・休」のよう

間のうち一日でも出勤した日がある場合でも待期を満たしたこととなり、休業第四日目から支給されますが、健康保険では「連続」する三日間の待期が必要で

（二）支給額

傷病手当金の一

は、「（支給開始日以前一二か月間の各月の標準報酬月額を平均した額）／三〇×三分の二」により算出します。

② 被保険者となつて一二か月に満たない者

次のいずれか低い額を用い、その額の三分の二に相当する金額が支給額となります。

- ・ 支給開始月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額／三〇
- ・ 標準報酬月額の平均額（令和三年度における協会けんぽの平均額は三〇万円）／三〇

なお、標準報酬月額の平均額は、被保険者（協会けんぽ・各健康保険組合）ごとに異なります。

（三）支給期間

支給開始した日から最長で一年六か月です。

なお、資格喪失後の継続給付として退職後に傷病手当金を受けられる場合も、最初に支給開始した日から一年六か月が上限です。

資格喪失後の傷病手当金は、資格喪失日の前日（退職日等）まで被保険者期間が継続して一年以上あり、かつ、資格喪失日

の前日までに傷病手当金を受けている者（または、受けられる状態にある者）を対象とするものです。

（四）手続き

① 提出先

支給申請書の提出は、各被保険者に対して行います。

申請様式は、協会けんぽの場合はホームページよりダウンロードすることができ

② 時効

労務不能であった日ごとにその翌日から二年が申請の期限です。

（五）留意点

傷病手当金を受けられる者が次のいずれかを受けることができるときは、傷病手当金が減額または支給停止となります。

- ・ 事業主からの報酬
- ・ 障害厚生年金または障害手当金
- ・ 老齢退職年金給付（資格喪失後の傷病手当金を受けられる者が調整対象です）
- ・ 労災保険の休業補償給付
- ・ 出産手当金

雇用保険給付申請時の書類省略

雇用保険の雇用継続給付等の手続きをする際の添付書類が、一部省略されました。

1 通帳等の写し

育児休業給付金、介護休業給付金、高年齢者雇用継続給付金の最初の支給申請に当たっては、申請書の記載内容の確認書類として「払渡希望金融機関確認書類（通帳やキャッシュカードの写し等）」の提出が求められていました。

令和3年8月1日以降は、原則、これを不要とする取扱いに変更されました。

なお、手書きで申請書を作成する場合は、引き続き必要になります。

対象となる申請書は、次のとおりです。

- ・ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続支給申請書
- ・ 育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書

- ・ 介護休業給付金支給申請書

2 運転免許証等の写し

高年齢雇用継続給付金は60歳以上65歳未満の方を対象とする給付であるため、支給申請に当たっては、被保険者の年齢を確認する書類として「運転免許証や住民票の写し等（以下、添付書類）」の提出が求められていました。

ハローワークにマイナンバーを届け出ている方は、ハローワークにおいて年齢の確認ができるため、令和3年8月1日以降、この添付書類を不要とする取扱いに変更されました。

対象となる申請書は、次のとおりです。

- ・ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票
 - ・ （初回）高年齢雇用継続支給申請書
- 〈参考〉

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および雇用保険法に基づき、雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届け出ることが義務付けられています。

母健連絡カードの様式改正

母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）は、働く妊産婦が医師等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容が事業主に的確に伝えられるよう利用するもので、男女雇用機会均等法の指針において、その様式が定められています（令和3年7月から新様式適用）。

様式には、指導事項・措置が必要な期間・症状等に対して考えられる措置の例などが表示されています。

なお、新様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が、主治医や助産師から指導を受け、その内容を事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられ、また、母性健康管理措置を求めたこと等を理由とする解雇等の不利益取扱いをすることが禁止されていることにも注意を要します。

優良派遣事業者認定制度

優良派遣事業者認定制度は、法令を遵守しているだけでなく、派遣社員のキャリア形成支援やより良い労働環境の確保、派遣先でのトラブル予防など、派遣社員と派遣先の双方に安心できるサービスを提供できているかどうかについて、一定の基準を満たした派遣事業者を「優良派遣事業者」として認定する制度です。

派遣会社は優良な事業者であると認定され、派遣社員や派遣先企業は信頼性のある派遣会社を選択できるなど、派遣元・派遣先・派遣社員にメリットがあるものです。

審査・認定の仕組みは、「優良派遣事業者認定制度」とキーワード検索し、厚生労働省が設置したサイトにおいて参照することができます。